

## 【労務】令和5年度の地域別最低賃金の改定額を公表

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。改定額及び発効予定年月日は、下記のとおりです。

### ■令和5年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・47都道府県で、39円～47円の引上げ（引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）※昨年度との差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている（下記の※3参照）
- ・全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は、80.2%（昨年度は79.6%）。なお、この比率は9年連続の改善

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	B	40	960	（ 920 ）	40	2023年10月1日
青森	C	39	898	（ 853 ）	45	+6 2023年10月7日
岩手	C	39	893	（ 854 ）	39	2023年10月4日
宮城	B	40	923	（ 883 ）	40	2023年10月1日
秋田	C	39	897	（ 853 ）	44	+5 2023年10月1日
山形	C	39	900	（ 854 ）	46	+7 2023年10月14日
福島	B	40	900	（ 858 ）	42	+2 2023年10月1日
茨城	B	40	953	（ 911 ）	42	+2 2023年10月1日
栃木	B	40	954	（ 913 ）	41	+1 2023年10月1日
群馬	B	40	935	（ 895 ）	40	2023年10月5日
埼玉	A	41	1028	（ 987 ）	41	2023年10月1日
千葉	A	41	1026	（ 984 ）	42	+1 2023年10月1日
東京	A	41	1113	（ 1072 ）	41	2023年10月1日
神奈川	A	41	1112	（ 1071 ）	41	2023年10月1日
新潟	B	40	931	（ 890 ）	41	+1 2023年10月1日
富山	B	40	948	（ 908 ）	40	2023年10月1日
石川	B	40	933	（ 891 ）	42	+2 2023年10月4日
福井	B	40	931	（ 888 ）	43	+3 2023年10月1日
山梨	B	40	938	（ 898 ）	40	2023年10月1日
長野	B	40	948	（ 908 ）	40	2023年10月1日
岐阜	B	40	950	（ 910 ）	40	2023年10月1日
静岡	B	40	984	（ 944 ）	40	2023年10月1日
愛知	A	41	1027	（ 986 ）	41	2023年10月1日
三重	B	40	973	（ 933 ）	40	2023年10月1日
滋賀	B	40	967	（ 927 ）	40	2023年10月1日
京都	B	40	1008	（ 968 ）	40	2023年10月6日
大阪	A	41	1064	（ 1023 ）	41	2023年10月1日
兵庫	B	40	1001	（ 960 ）	41	+1 2023年10月1日
奈良	B	40	936	（ 896 ）	40	2023年10月1日
和歌山	B	40	929	（ 889 ）	40	2023年10月1日
鳥取	C	39	900	（ 854 ）	46	+7 2023年10月5日
島根	B	40	904	（ 857 ）	47	+7 2023年10月6日
岡山	B	40	932	（ 892 ）	40	2023年10月1日
広島	B	40	970	（ 930 ）	40	2023年10月1日
山口	B	40	928	（ 888 ）	40	2023年10月1日
徳島	B	40	896	（ 855 ）	41	+1 2023年10月1日
香川	B	40	918	（ 878 ）	40	2023年10月1日
愛媛	B	40	897	（ 853 ）	44	+4 2023年10月6日
高知	C	39	897	（ 853 ）	44	+5 2023年10月8日
福岡	B	40	941	（ 900 ）	41	+1 2023年10月6日
佐賀	C	39	900	（ 853 ）	47	+8 2023年10月14日
長崎	C	39	898	（ 853 ）	45	+6 2023年10月13日
熊本	C	39	898	（ 853 ）	45	+6 2023年10月8日
大分	C	39	899	（ 854 ）	45	+6 2023年10月6日
宮崎	C	39	897	（ 853 ）	44	+5 2023年10月6日
鹿児島	C	39	897	（ 853 ）	44	+5 2023年10月6日
沖縄	C	39	896	（ 853 ）	43	+4 2023年10月8日
全国加重平均			1004	（ 961 ）	43	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス（旧：事業所・企業統計調査）等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている

参照ホームページ [ 厚生労働省 ]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34684.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34684.html)